

経済産業省 同時発表

平成31年3月15日
港湾局海洋・環境課

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令」及び「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令」を閣議決定

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成30年法律第89号。以下「法」という。）の施行期日を定める政令及び施行令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

第197回国会において、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずる法が平成30年11月30日に成立し、同年12月7日に公布されました。このため、法の施行期日を定めるとともに、その施行に際して必要となる規定を整備する必要があります。

2. 概要

- （1）海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令
 - 法の施行期日を平成31年4月1日とします。
- （2）海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令
 - 法の対象となる海洋再生可能エネルギー源を、海域における風力とします。
 - 促進区域内海域において占用等の許可を要することとする範囲を、海域の上空315メートルまでの区域及び海底下100メートルまでの区域とします。
 - 促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為を、次の行為とします。
 - ・ 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為
 - ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄
 - その他所要の規定の整備を行います。

3. スケジュール

閣議：平成31年3月15日（金）

公布：平成31年3月20日（水）

施行：平成31年4月1日（月）

問合せ先：

経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局中西（TEL:03-3501-4031 FAX:03-3501-1365）
赤間・成澤（TEL:03-5253-8674 FAX:03-5253-1653）